

# 指宿市ホームページ広告表現ガイドライン

## (目的)

第1条 指宿市ホームページに民間事業者等のバナー広告を掲載するにあたっては、その広告表現について、指宿市有料広告掲載取扱要綱（平成20年指宿市告示第4号）及び指宿市有料広告等掲載基準に規定する事項のほか、ページデザイン及びユーザビリティを保持するため、以下の各条の事項に留意しなければならない。

## (禁止表現)

第2条 次の表現を含んだバナー広告は、ユーザーの意思に反した動きをしたり、ユーザーに誤解を与えたりするおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「閉じる」、「いいえ」、「キャンセル」などのボタン
- (2) アラートマーク
- (3) ラジオボタン
- (4) テキストボックス（入力できるように見えるもの）
- (5) プルダウンメニュー（下に選択肢があるように見えるもの）
- (6) チェックボックス
- (7) サブミットボタン

## (ウェブアニメ)

第3条 ウェブアニメを用いる場合は、ユーザーに不快感を与えないようにするため、次のとおりとする。

- (1) コントラストの強い画面の反転表示が継続するものは禁止とする。
- (2) 画面の大部分の領域が切り替わるものは、切り替えの間隔を2秒以上とする。
- (3) その他画面が点滅するものは、点滅間隔を40/100秒以上とする。

## (市ホームページとの区別)

第4条 次の表現については、ユーザーが市ホームページのコンテンツの一部であるかのように混同するおそれがあるため、禁止とする。

- (1) 「施設ガイド」、「福祉相談」など市政を連想させる分野において一般的な表現を用いるなど、ユーザーが指宿市の事業であると錯誤しやすいもの
- (2) 事業者の名称又は商品及びサービスの名称が書かれていないもの

## (色調)

第5条 文字色と背景色のコントラスト（明度差）は十分にとり、また、背景に模様のある画像や写真などを使用する場合は文字の周りを縁取るなどして、文字を読みやすくするよう配慮しなければならない。

## (解像度)

第6条 文字やイラスト等の解像度については適正な処理を行い、鮮明に見えるようにしなければならない。

## 附 則

このガイドラインは平成20年2月28日から施行する。